

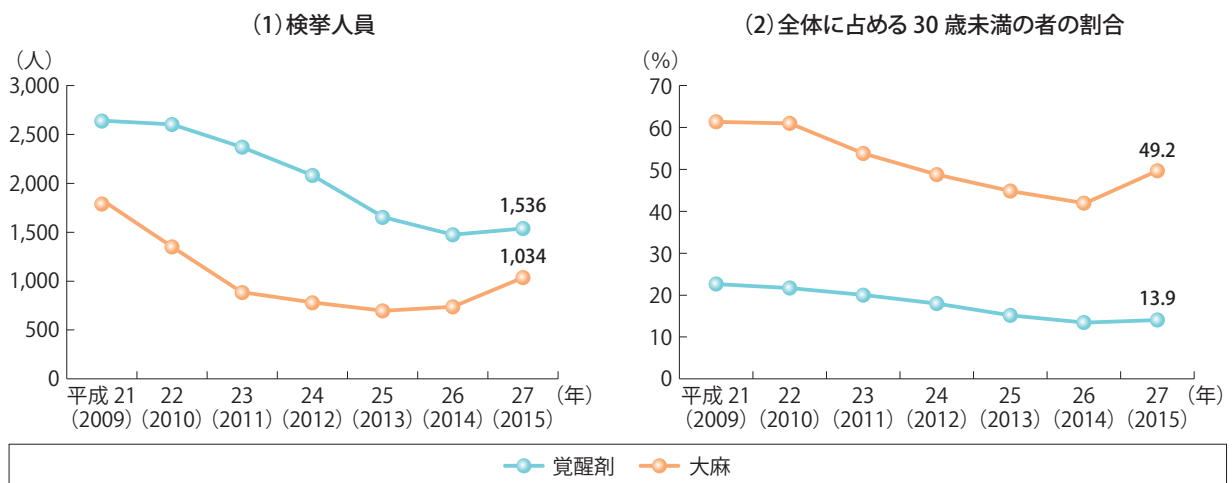
図表 28 薬物乱用対策マンガ



(出典) 内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/souki/drug/comic/index.html>)

◇覚醒剤及び大麻による検挙人員は、減少傾向が続いていたが平成27年に上昇した。大麻については、検挙された者のうち約半数が30歳未満の者である。

図表 29 薬物乱用で検挙された30歳未満の者



(出典) 警察庁「薬物・銃器情勢」

◇危険ドラッグ乱用による検挙人員のうち20代、30代が半数以上を占めている。

図表 30 危険ドラッグ乱用者の検挙状況 (平成27年)

|        | 人数  | 構成率   |
|--------|-----|-------|
| 50歳以上  | 75  | 7.8%  |
| 40～49歳 | 236 | 24.4% |
| 30～39歳 | 330 | 34.2% |
| 20～29歳 | 297 | 30.7% |
| 20歳未満  | 28  | 2.9%  |
| 全体     | 966 | —     |

(出典) 警察庁「薬物・銃器情勢」

(備考) 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。

#### (4) 少年審判

##### (受理の状況)

○平成27(2015)年における少年保護事件の全国の家庭裁判所での新規受理人員は、93,395人であった。

##### (処理の状況)

○平成27(2015)年における少年保護事件の既済人員は96,328人で、終局決定別にみると、審判不開始が41.0%と最も多く、次いで保護処分が22.1%となっている。

#### (5) 加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮

##### (被害者への情報提供などの様々な制度や取組)

○警察は、捜査状況などに関する情報を可能な限り被害者などに提供するように努めている。

○法務省は、検察庁において、被害者に、事件の処理結果などの情報を提供している。少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、少年院での処遇状況に関する事項や仮退院審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。

##### (被害者の心情を踏まえた適切な加害者処遇)

○少年院や少年刑務所等では、「被害者の視点を取り入れた教育」が意図的・計画的に実施されるよう、矯正教育や改善指導の充実に努めている。

○保護観察でも、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に対して誠意をもって対応していくことができるようになるための助言指導を行っている。

#### (6) 施設内処遇を通じた取組等

##### (少年鑑別所)

○法務省は、平成25(2013)年度から導入した、再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する「法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)」を効果的に活用し、再非行防止に資する鑑別の充実に取り組んでいる。

##### (少年院・少年刑務所等)

○少年院では、少年の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間や実施方法を具体的に定めた個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かく行われている。

##### (児童自立支援施設)

○厚生労働省は、児童自立支援施設運営指針などにより、児童自立支援施設の質の確保と向上を図っている。

#### (7) 社会内処遇を通じた取組等

##### (少年院からの仮退院、少年刑務所等からの仮釈放)

○保護観察所は、引受人などとの人間関係や出院・出所後の職業などについて調整を行い、受入体制の整備を図っている。

##### (保護観察)

○複雑かつ困難な問題を抱えた少年に対しては、保護観察官による直接的関与の程度を強めるなどにより、重点的な働き掛けを行っている。

##### (処遇全般の充実・多様化)

○法務省は、少年院において処遇ケース検討会を実施するなどにより、保護処分の適正かつ円滑な執行を図っている。

○「刑法等の一部を改正する法律」(平25法49)により、「更生保護法」(平19法88)に基づく保護観察の特別遵守事項の類型の一つに、社会貢献活動に関する規定が加えられ、平成27(2015)年6月に施行された。保護観察所では、一層多様で効果的な活動の実施に努めている。

#### (8) 非行少年に対する就労支援等

- 少年院や少年刑務所等は、処遇の一環として、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起し、各種の資格取得を奨励している。また、ハローワークなどとの連携による就労支援を実施している。
- 保護観察所は、矯正施設や家族、学校と協力し、出院・出所後の少年の就労先の調整・確保に努めている。協力雇用主に対する支援の強化として、平成27（2015）年度から「就労・職場定着奨励金」及び「就労継続奨励金」の支給を実施している。
- ハローワークは、少年院や少年刑務所等、保護観察所と連携して、出院・出所予定者や保護観察に付された少年を対象とした就労支援を推進している。
- 厚生労働省は、施設などを退所したが社会的自立が十分ではない若者に対し、日常生活上の援助や就業支援を行う「自立援助ホーム」（児童自立生活援助事業）の充実に努めている。

#### 4 子供の貧困問題への対応

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平25法64）を踏まえ、政府は、平成26（2014）年8月に子供の貧困対策に関する基本的な方針を始め、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、子供の貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進することとした。（第1章第3節1参照）

#### 5 特に配慮が必要な子供・若者の支援

##### (1) 自殺対策

- 政府では、「自殺対策基本法」（平18法85）に基づく「自殺総合対策大綱」（平成24年8月閣議決定）により、関係府省で連携して、自殺対策を総合的に推進している。
- 文部科学省では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充など教育相談体制の充実に図っている。

##### (2) 外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等

- 文部科学省は、外国人の子供の公立学校への受入れや帰国児童生徒を含む日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実に当たって、日本語指導のための教職員の加配措置等を行っている。

##### (3) 定住外国人の若者の就職の促進等

- ハローワークでは、日系人を中心とした定住外国人の若者の就職を促進するため、就業支援ガイドンスや個別の就職支援を実施している。

##### (4) 性同一性障害者等に対する理解促進

- 法務省の人権擁護機関では、「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」などを啓発活動の年間強調事項として掲げ、各種啓発活動を実施している。
- 文部科学省は、性同一性障害のある子供への対応について、子供の心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼している。また、平成28（2016）年4月に、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての教職員向け資料を公表し、全国の教育委員会等に周知した。

### 第3節 子供・若者の被害防止・保護

#### 1 児童虐待防止対策

（第1章第3節2参照）

#### 2 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

##### (1) 取締り

- 警察は、積極的な取締りと被害者の発見保護に努めている。

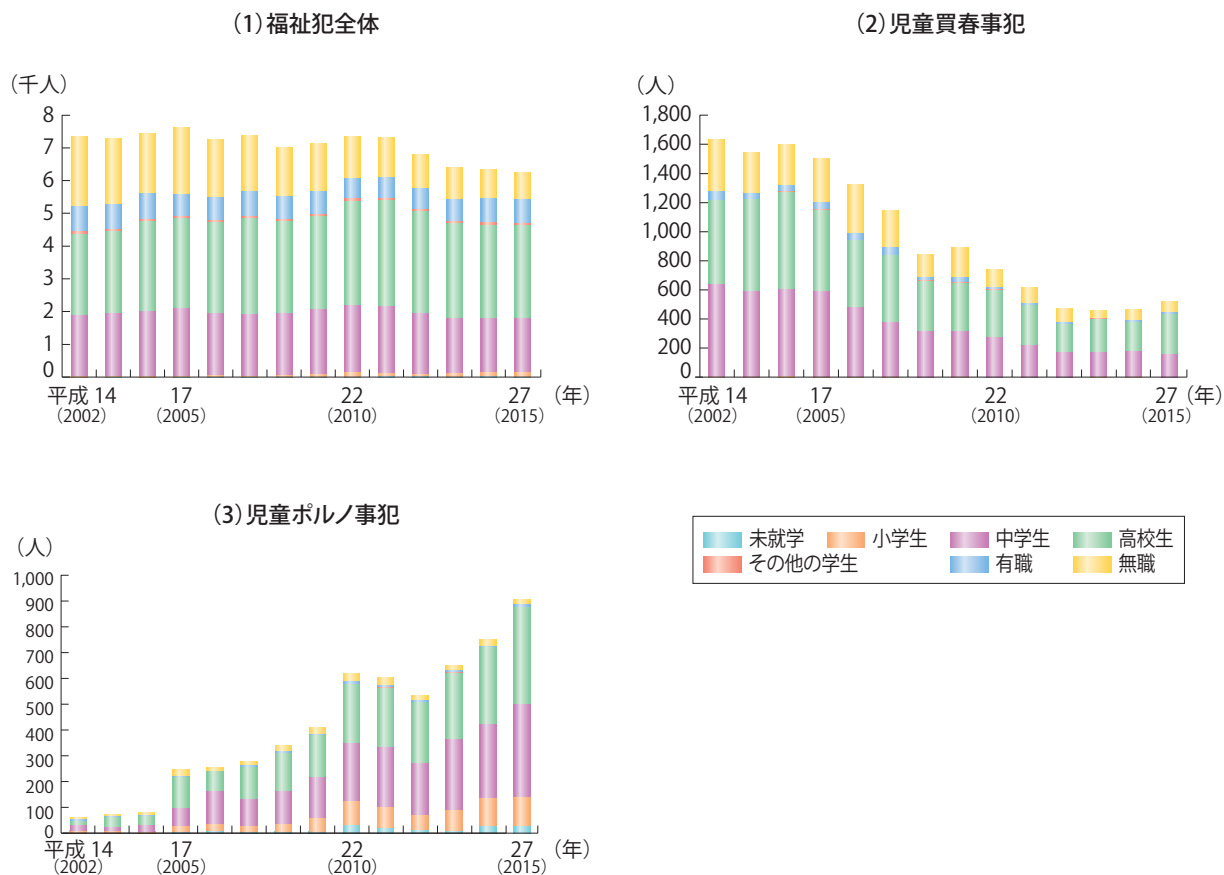
○検察は、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努めている。

## (2) 児童買春・児童ポルノ問題

◇福祉犯の被害者となった20歳未満の者は、このところ減少している。

◇全体として、児童買春事犯の被害者が減少傾向にある一方、児童ポルノ事犯の被害者は増加傾向にある。

**図表 31** 福祉犯の被害にあった20歳未満の者



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」「児童虐待及び福祉犯の検挙状況等」

(注) 児童ポルノ事犯については、各年に新たに特定された被害児童数を計上。これ以外に、被害児童を特定できない画像について年齢鑑定を実施して立件する場合もある。

○平成26（2014）年6月、「児童買春・児童ポルノ禁止法」（平11法52）が一部改正され、平成27（2015）年7月から、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持・保管罪について適用が開始された。

○政府では、平成25（2013）年5月に策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係府省が連携して、児童ポルノ排除対策を推進している。

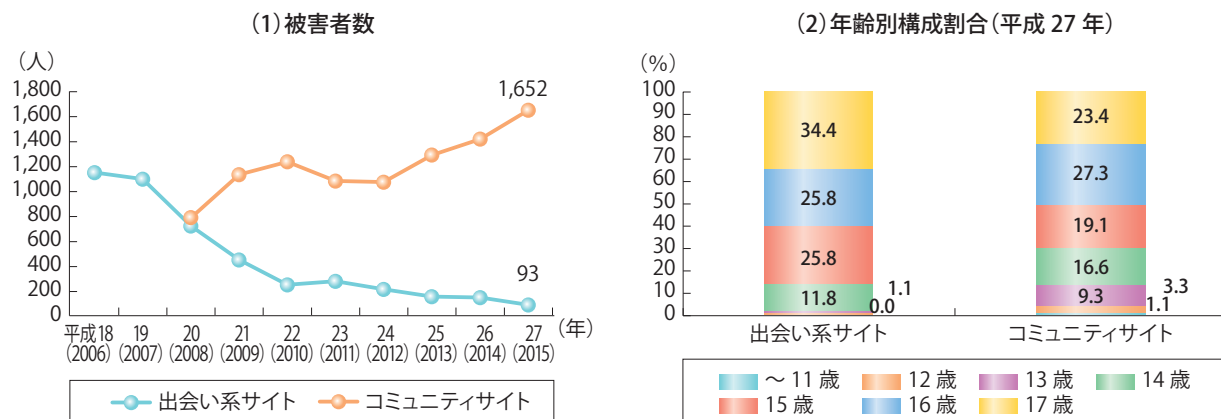
○内閣府は、平成27（2015）年11月、関係団体などで構成する第6回「児童ポルノ排除対策推進協議会総会」を開催した。また、公開シンポジウムにより児童ポルノ根絶に向けた国民運動の輪が更に広がるよう呼び掛けを行っている。

○警察は、「児童買春・児童ポルノ禁止法」（平11法52）による積極的な取締りなどを行っている。

### (3) 出会い系サイトやコミュニティサイトの問題

- ◇出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った18歳未満の者が減少する一方、SNSなどのコミュニティサイトを起因として犯罪被害に遭う者の増加が続いている。
- ◇出会い系サイトに比してコミュニティサイトでは、より低年齢の被害者が多い。

図表 32 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害に遭った18歳未満の者



(出典) 警察庁「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

○警察は、子供が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った子供と接触して直接に注意・指導などを行うサイバー補導を推進している。

### (4) 子供の犯罪被害の防止

#### (学校における安全管理)

○文部科学省は、「学校安全の推進に関する計画」(平成24年4月)に基づき、学校における安全管理を推進している。また、元警察官などからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回等を行っている。

#### (関係機関・団体からの情報の活用)

- 警察庁は、法務省から子供を対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。
- 警察は、子供が被害に遭った事案や、子供に対する犯罪の前兆と思われる声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。

### 3 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応

- 警察は、少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。
- 文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、被害を受けた子供の立ち直りを支援する活動を推進している。

## 第4章 子供・若者の成長のための社会環境の整備

### 第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

#### 1 保護者等への積極的な支援

##### (1) 家庭教育支援

○文部科学省は、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応や、保護者への学習機会の企画・